

J A 共済連におけるサステナビリティの 取組みの意義と留意点

専門職 武田 俊裕

目次

1. 「サステナビリティ方針」と取組みの概要
2. J A 共済連における取組みの意義
3. 今後に向けての留意点
4. 結語

2024年10月、第30回 J A 全国大会において、2025～27年度の事業・活動方針として決議された「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力～協同活動と総合事業の好循環～」において、「地域社会の持続的発展を支える」ことが J A グループの存在意義の一つであり、2030年において J A グループが「豊かでくらしやすい地域共生社会の持続的発展に貢献している姿」を目指すことが明文化された¹。

こうした方針を踏まえ、J A 共済連は、2025年3月、農業・地域社会の持続的発展に貢献する基本姿勢を「サステナビリティ方針」（資料1）として定め、その下で、どのような課題に、どのような体制で、どのように取り組むかを「サステナビリティの取り組み」²としてとりまとめ、これらを公表している。本稿は、その内容を踏まえ、これらが提示されたことの意義と、今後の取組みに向けて留意すべき点の検討を試みるものである。

1. 「サステナビリティ方針」と取組みの概要

(1) 「サステナビリティ方針」

資料1にあるように、「サステナビリティ方針」の趣旨と位置付けについて J A 共済連は、その序文において「このサステナビリティ方針に基づいて、事業活動を通じて積極的に社会課題解決に取り組み、農業と地域社会の持続的発展に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としての社会的役割を果たしてまいります」と謳っている。

「サステナビリティ方針」は、「ステークホルダーに対する貢献」と「環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する取り組み」の2項目により構成されている。前者に関しては、①組合員・利用者、②農業従事者、③地域社会および地域社会を支える人々、④ J A 共済連役職員、⑤ J A ・子会社および協同組合等、の5者をステークホルダーとして挙げ、それぞれに対する貢献を通じて、農業や社会の持続可能性の確保に努めるという方針が掲げられており、また、後者のESGについては、それぞれ、①気候変動対策を含む環境保全の取組みの推進、②人権の理解・尊重・啓発、③

1 この J A 全国大会決議の概要および J A 共済事業との関係について、武田俊裕「J A 共済をめぐる環境動向」・共済総研レポート第198号6頁（J A 共済総合研究所・2025年）参照。

2 J A 共済連ウェブサイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/sustainability/>（2026年1月20日閲覧）参照。

(資料1) サステナビリティ方針

全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）は、農業協同組合が理念とする「相互扶助（助け合い）」を事業活動の原点とし、ひと・いえ・くるま・農業の各分野における保障提供活動や、さまざまな地域貢献活動を通じて、組合員・利用者、農業従事者、地域社会を支える人々が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んでまいりました。

これからも、JA共済連は、このサステナビリティ方針に基づいて、事業活動を通じて積極的に社会課題解決に取り組み、農業と地域社会の持続的発展に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としての社会的役割を果たしてまいります。

1. ステークホルダーに対する貢献

(1) 組合員・利用者

組合員・利用者の方々のニーズを踏まえた保障提供を通じて、豊かな生活づくりの貢献に努めます。

(2) 農業従事者

農業リスク軽減に資する保障提供活動や国内農業者の維持増大等に向けた各種活動を通じて、農業の持続可能性確保に努めます。

(3) 地域社会および地域社会を支える人々

事業基盤である地域社会および地域社会を支える人々が抱える社会課題の解決に資する取り組みを通じて、地域社会の持続可能性確保に努めます。

また、地域社会を支える人々と協同して地域の活性化に取り組みます。

(4) JA共済連役職員

安全・安心かつ健康に配慮した労働環境を確保し、役職員の成長を支援する環境づくりに努めます。

また、あらゆる多様性を尊重し、すべての職場に対する公平な機会の提供や働きやすい職場環境を整備するとともに、職員の成長を目指す職場づくりに努めます。

(5) JAおよび子会社をはじめとする関連先ならびに協同組合等

情報を適切・公平に開示するとともに、継続的な対話を通じて信頼関係を構築し、協同して持続可能な社会の実現に努めます。

2. 環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する取り組み

(1) 環境

人々が安心して暮らせる地球環境を次世代に引き継ぐため、事業活動において、気候変動対策を含む環境保全の取り組みを推進します。

(2) 社会

事業活動において、すべての人びとの人権を理解・尊重し、人権啓発に取り組みます。

また、プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。

(3) ガバナンス

事業活動において、コンプライアンスを最優先し、国内外の適用される法令および会内規程等を遵守します。

また、社会的な倫理観に基づいて公正かつ誠実に行動します。

(出典) JA共済連ウェブサイト

<https://www.ja-kyosai.or.jp/about/sustainability/sustainability-policy/> (2026年1月20日閲覧)

(資料2) 重点領域とサステナビリティ重要課題 (マテリアリティ)

重点領域	重要課題 (マテリアリティ)
保障・リスク	<ul style="list-style-type: none"> ●人生100年時代への組合員・利用者の健康への貢献 ●地域の実態に即した災害レジリエンスの向上 ●高齢社会における安全・安心な移動の促進
農・食	<ul style="list-style-type: none"> ●農業生産と安全・安心な食の維持・拡大への貢献
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりへの貢献
環境	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会・農業の脅威となる気候変動への対応 ●農業を支える環境資源の保全 ●責任投資の推進
人権	<ul style="list-style-type: none"> ●D & I の推進 (ダイバーシティ&インクルージョン) ●地域社会・農業へ貢献する人づくり

(出典) JA共済連ウェブサイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/sustainability/>
(2026年1月20日閲覧) に基づいて筆者作成

ライバシーの尊重、個人情報管理の徹底、③コンプライアンスの優先、社会的な倫理観に基づく公正・誠実な行動、を旨として事業活動を行うという方針が掲げられている。

(2) サステナビリティ重要課題 (マテリアリティ)

近年、企業経営において「マテリアリティ」という概念が頻繁に用いられるようになってきている。マテリアリティとは「企業とそのステークホルダー(投資家、消費者、従業員、地域住民等)にとって特に重要な課題」を指すとされ、多くの企業が、ESG投資を重視する投資家からの信頼を獲得し、また、SDGs(国連の定めた「持続可能な開発目標」)が定着するなかで消費者・地域住民からの評価や従業員のモチベーションを高めるために、自社が優先的に取り組む経営課題を特定し、発信することが一般的になりつつある³。

JA共済連も、(1)で述べた「サステナビリティ方針」の下で、農業と地域社会の持続的

発展に貢献し、社会的役割を果たすために、今後の事業活動において取り組むべき5つの重点領域と、その領域における10の重要課題(マテリアリティ)を特定し、公表した(資料2)。5つの重点領域のうち「環境」と「人権」は、残りの「保障・リスク」、「農・食」および「地域社会」を支えるものと位置付けられている。

(3) 主な取組み

① SDGsの取組み

「サステナビリティ方針」の設定に伴い、2021年に策定された「JA共済SDGs取組方針」を改定し、それまでの「①健康で豊かな生活への貢献、②安全・安心を実感できる地域社会づくり、③持続可能な農業への貢献、④地球環境への貢献」に「⑤協同で築く持続可能な社会」という新たな対応方向を加え、SDGsのどの目標の達成に貢献するため、どのような事業活動に取り組むかを列挙している。

3 わが国の生命保険会社・損害保険会社においても、ウェブサイト上でサステナビリティに関する取組方針と主な経営課題を公表することが一般的に行われており、テレビCMのテーマとする例(日本生命「ニッセイサステナプロジェクト」等)もみられるようになった。

② 環境との調和

「サステナビリティ方針」の設定に伴い、新たに「環境方針」を策定し、地球環境の保全と気候変動対策の取組みを推進するとしている。「環境方針」には、環境に関する法令等の遵守、環境負荷の低減、自然災害に強い農業・地域社会づくり、環境保全活動への助成・支援等の地域貢献活動、役職員の意識向上、取組みの継続的改善、といった項目が掲げられている。

③ 人権の尊重

「サステナビリティ方針」の設定に伴い、新たに「人権方針」を策定し、人権を尊重した事業活動をすすめるとしている。「人権方針」には、人権に関する国際的な規範や規定の尊重、法令・規制の遵守、相談・苦情の受付体制の整備と救済・是正、取組みの継続的改善、といった項目が掲げられている。

④ ダイバーシティ&インクルージョン推進

「サステナビリティ方針」の設定に伴い、新たに「ダイバーシティ&インクルージョン推進方針」を策定し、女性職員の定着と活躍に向けた取組み、職場環境（育児・介護との両立支援）の整備、ベテラン人材の活躍促進の取組み、性的マイノリティへの理解醸成や障がい者雇用促進の取組みをすすめるとしている。

⑤ 責任投資

気候変動をはじめとする社会課題の解決に貢献するため、2022年に策定された「ESG投資方針」を「責任投資方針」に改め、ESG投資に加え、日本版スチュワードシップ・コード（「責任ある機関投資家」の諸原則）を踏まえた活動をすすめるとしている。

⑥ 国内外の協同組合との連携

日本協同組合連携機構（JCA）の会員団体として、また、協同組合の国際機関と連携して、協同組合運動の振興、格差拡大・気候変動等の課題解消、自然災害による被害の予防活動の普及等の取組みへの参画・支援を行うとしている。

2. JA共済連における取組みの意義

JA共済連において「サステナビリティ方針」が設けられ、その下で10のマテリアリティが抽出され、主要な取組みに関して各種の方針が整備・新設されたことには、以下のような意義があると考えられる。

(1) JA共済事業の存在意義と果たすべき役割の宣言

1(1)で述べたように、JA共済連は、「サステナビリティ方針」の策定にあたり、その方針に基づいて「事業活動を通じて積極的に社会課題解決に取り組み、農業と地域社会の持続的発展に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としての社会的役割を果たしてまいります」と宣言している。

本稿の冒頭で紹介した2024年のJA全国大会における決議を踏まえてこの方針が策定されたことは、「地域社会の持続的発展を支え」というJAグループの存在意義と目指す姿に対する共済事業の立ち位置や視点を明らかにしてその一端を担う旨の意思表示であり、それが共済事業の果たすべき社会的役割であるという認識を内外に表明したものであると理解できる。

(2) 諸施策の体系整理

1(3)で述べたように、このサステナビリティの取組みの内容には、組合員・農業者への保障提供、病気・事故等の未然防止と事後支

援に関する活動だけでなく、環境保全・気候変動対策、役職員の人権尊重・職場環境整備、資金運用、協同組合間協同といった様々な施策が組み込まれている。個々の施策としては従来から取り組まれてきたものではあるが、「サステナビリティ方針」の策定を機に、これらの諸施策が「農業と地域社会の持続的発展」の実現に向けてどのように貢献すべきか、他の施策とどのように関係するのかが体系的

(資料3) サステナビリティ方針と重要課題(マテリアリティ)の体系図



(出典) J A 共済連ウェブサイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/sustainability/> (2026年1月20日閲覧)

に整理されることとなった(資料3)。

こうした整理が行われたことにより、J A 共済連の役職員の認識に次のような効果もたらされると考えられる。

① 持続可能性に対する共通理解

「持続可能性」という概念は、もともとは環境保全に関するものであったが、それが国際的に共有され、検討された結果、環境の持続可能性を保つためには、人口、貧困、人権といった経済・社会に関する地球規模の諸問題と関連付けて取り組む必要があることが認識され、SDGsにおいて多様な目標が設定されるに至ったという経緯がある⁴。

J A 共済連のサステナビリティに関する方針・取組事項が、コンプライアンス、会内の人事制度、協同組合間協同も含めた様々な分野に及んでいることにより、J A グループの存在意義の一つとされた「地域社会の持続的発展」の意味するところについて、これに関わる多くの役職員が正しい理解と当事者意識を共有することが可能になると考えられる。

② 「保障提供」と「地域貢献活動」の位置付けの明確化

これまでJ A 共済連は、病気・事故等の未然防止と事後支援に関する活動を「地域貢献活動」と呼び、「保障の提供と地域貢献活動は車の両輪の関係にある」という表現を用いて自らの事業活動を説明してきたが、この表現は、J A 共済連にとっての地域貢献が「保障提供とは別の車輪」であり、「本業である保障提供に対する副業の関係にある」との印象を与えかねないものであった⁵。

4 この経緯について、武田俊裕「J A 共済における「地域社会づくり」・共済総研レポート第183号17頁(J A 共済総合研究所・2022年)参照。

5 この点を指摘したものとして、前掲注4) 21頁参照。J A 共済連のディスクロージャー誌「J A 共済連の現状」の2024年版までは「車の両輪」という表現が用いられていたが、2025年版においてこの表現は削除されている。J A 共済連「J A 共済連の現状2024」52頁(2024年)および「J A 共済連の現状2025」50頁(2025年)参照。

今回、サステナビリティに関する方針・取組事項が整理され、「保障提供」と「地域貢献活動」が、ともに「農業と地域社会の持続的発展」への貢献の取組みの一環であるという位置付けが明確になり、JAグループおよびJA共済連が地域社会に向き合う姿勢と取り組む課題についての役職員・関係者の認識の共有につながることを期待される。

③ SDGsの位置付けの明確化

JA共済がSDGsにどのように対応するかについては、1(3)で述べたように、2021年に「JA共済SDGs取組方針」が策定され、国連の定めた目標に対応する事業活動が具体的に例示されていた。

今回、JA共済連が「農業と地域社会の持続的発展」に貢献するための取組みが、JAグループの存在意義と目指す姿やJA共済連の社会的役割に関連付けて整理され、「JA共済SDGs取組方針」に掲げられた事項が、その主要な取組みとして位置付けられたこと、また、これに併せて「協同で築く持続可能な社会」が新たな取組方向として具体的な内容とともに明示されたことにより、JA共済連の行う事業活動（日常業務）にとってSDGsがどのような意味を持つのが従来以上に明確になり、この点に関しても役職員の認識の共有につながることを期待できる⁶。

(3) 小括

繰返しになるが、これまで述べてきたJA共済連の取組みは、「地域社会の持続的発展を支え、これに貢献することをJAグループの存在意義とし、目指す姿とする」とのJA全

国大会決議を踏まえ、「サステナビリティ方針」を策定し、その下で、今後の事業活動における重点領域を特定し、それらに取り組む施策を体系化して会の内外に示すものであった。

これにより、JA共済連は、JAの行う総合事業の一端を担う共済事業が「農業・地域社会の持続可能な発展への貢献を目指して10のマテリアリティに取り組む」という方針を明確にするとともに、それが「地域社会を構成する一員としての社会的役割」であると宣言することによって、「協同組合が公益的役割を果たしていることを発信して協同組合に対する理解を促進し、認知度を高める」という2025国際協同組合年の活動目標の達成に向けた立脚点を設けることになったと考えられる。

また、JA共済連の役職員に対しては、近年の事業環境の変化に伴って語られる機会の増えた「地域貢献」、「持続可能性（サステナビリティ）」、「SDGs」、「ESG経営」、「ESG投資」、「マテリアリティ」、「協同組合間協同」といった概念が、各部門の担当業務にとって持つ意味と、それらの相互関係について理解を共有し、より強い意思結集を図る筋道が示されたことになるといえる。

次節においては、今回整理された方針・施策に基づいてJA共済連が様々な取組みをすすめていくにあたって、期待される成果の実現に向けて留意すべきと考えられる点について考察する。

6 JA共済連のディスクロージャー誌「JA共済連の現状」において、「JA共済SDGs取組方針」に基づく取組みは、2021年版～2024年版において「事業活動のご報告（平成〇年度の事業トピックス）」として記載されていたが、2025年版においては、新たに設けられた「サステナビリティの取り組み」の節のなかに、いわば“戦略の一部”として記載されている。JA共済連ウェブサイト <https://www.ja-kyosai.or.jp/about/disclosure/>（2026年1月20日閲覧）参照。

3. 今後に向けての留意点

(1) 「サステナビリティ方針」の抽象性

資料1に示したように、「サステナビリティ方針」そのものは、JA共済連にとってのステークホルダーは誰で、それぞれに対してどのように貢献するかと、環境・社会・ガバナンスについて何に取り組むかを、短い文章で端的に述べただけのものである。表現も抽象的で、これまでの事業計画や活動方針においても用いられた表現が並んでいるとの印象も伴う。2(3)で述べたような、JAグループの存在意義や目指す姿との関係、事業の公益性に関する認知度向上、マテリアリティの設定による諸施策の体系化、といった事柄についての言及はない。

「サステナビリティ方針」が設定されて約1年が経過したが、今後、この取組みをすすめていくために、この「方針」が設定された背景・目的や、10個のマテリアリティが特定されたことの意義を含めて、サステナビリティに関する取組みの全体像について、役職員の理解や当事者意識を定着させていくための具体的かつ継続的な取組み（資材や情報の提供、研修への反映、対外的な表明、等）が求められるのではなかろうか。

(2) JA共済としての取組み

今回策定された「サステナビリティ方針」や公表された「サステナビリティの取り組み」は、形式的にはJA共済連名義のものである。しかし、投資方針、人事制度や国際機関との連携といったいくつかの事柄を除いて、多くの取組みが、各地のJAと一体となって「JA共済として」すすめられるべきものである。SDGsの取組方針は、2021年に「JA共済の

方針として」策定され、5年にわたって運用されてきたものである。

地域社会の持続的発展への貢献が、JAグループとしての存在意義であり目指す姿であるとすれば、共済事業がその一端として何を目指して何に取り組むかについて、JAの現場で共済の事業活動に携わる役職員・組合員とも、理解と当事者意識を共有することが必要になる。

共済は全国統一の方式で行われる事業であり、組合員にとって共済加入は個人単位・世帯単位の出来事であることから、「共済事業が、自分の地域の持続可能性に関わる」、「自分の払った掛金が、地域社会の持続的発展に寄与している」という意識を持つことは、JAの役職員・組合員にとって必ずしも容易ではない。こうした意味でも、JAの共済事業が、地域において果たそうとしている役割（公益性）と、そのために取り組もうとしているマテリアリティについて、従来以上に明確な形でJAに働きかけていくべきではなかろうか。

「サステナビリティ方針」においてJAは、子会社や他の協同組合と並んで「協同して持続可能な社会の実現に努める」相手方としか位置付けられていないが、一方、マテリアリティの1つとして「地域社会・農業へ貢献する人づくり」が抽出されている。SDGsに限ることなく、「JA共済として」地域社会の持続的発展に貢献するための積極的な取組みの展開が期待される⁷。この点については、JA全中や他の事業連と歩調を合わせる形でJAに働きかけていくことも想定されよう。

7 SDGsのなかには、地域の文化に関する目標・ターゲットは掲げられていない。住民の地域に対する誇り・愛着や地域における人間関係の改善に関して、組合員の文化的ニーズに応えることをアイデンティティとしている協同組合の事業としてどのような貢献ができるか、「JA共済として」文化支援活動を行ってきた経過を踏まえた取組みが構想されてよい。

(3) 取組みの成果の共有

一般企業における「サステナビリティ経営」は、主として資本家に対して経営方針やその成果をアピールするとともに、新たな社会的課題を発見して収益機会を作り出すことを通じて、企業価値を高めるための「変革」の取組みと位置付けられている。

J A 共済連にとって「地域社会の持続的発展」とは、もともと国際的に共有された協同組合のアイデンティティの一部を成すものであり⁸、具体的な事業活動の場面では、各地の J A と一体となって、また、J A グループの一員として取り込まれるものである⁹。したがって、今後、J A 共済連における取組みがどれだけ「地域社会の持続的発展」に貢献したか、貢献しつつあるかについては、一般企業における「変革」や「収益機会」とは異なった文脈で捉えられ、「サステナビリティ方針」に掲げられたそれぞれのステークホルダーに相応しい形で共有される必要がある。

J A 共済連が、あるいは J A 共済が、持続可能な農業と地域社会のために、どのマテリアリティにどのように取り組み、十分な成果を挙げたのか、何が課題として残っているのか、といった検証を具体的に行い、その結果を共有することは、サステナビリティの取組みに対する役職員の当事者意識や動機付けを保っていくうえでも、また、協同組合共済や J A グループの存在意義に対する地域社会からの理解・認知を得ていくうえでも、重要な要素になると考えられる。

(4) 協同組合の理念・公益性との関係

2(3)で述べたように、J A 共済連が、国際協同組合年である2025年に、「地域社会を構成する一員としての社会的役割」としてサステナビリティに取り組む方針と施策をとりまとめて公表したことは、「協同組合が公益的役割を果たしていることを発信して協同組合に対する理解を促進し、認知度を高める」という国際協同組合年の活動目標¹⁰にも関わる出来事であった。協同組合に対する理解促進と認知度向上に向けた取組みは、もとより2025年において完結・達成し得るものではなく、その取組みの成果や反省を踏まえて2026年以降も継続されるべきものである。

J A 共済が実施している「ひと・いえ・くるま・農業」の各分野の保障提供には、それぞれ異なった公益性があり、また、日々の推進活動における保障の提案そのものにも、リスクに対する認識・対処を促すという意味での公益性があると、筆者は考えている（筆者の考える J A 共済事業の公益性について、資料4）。J A 共済連が今回10項目のマテリアリティを抽出するにあたって、なぜそれぞれを「J A 共済連が解決に貢献できる重要な社会課題」と考えたかは、J A グループや協同組合そのものの公益性に対する理解・認知の一端となり得るものであり、各地の J A と共有し、地域社会の人びとに積極的に伝えていくのが望ましいのではなからうか。

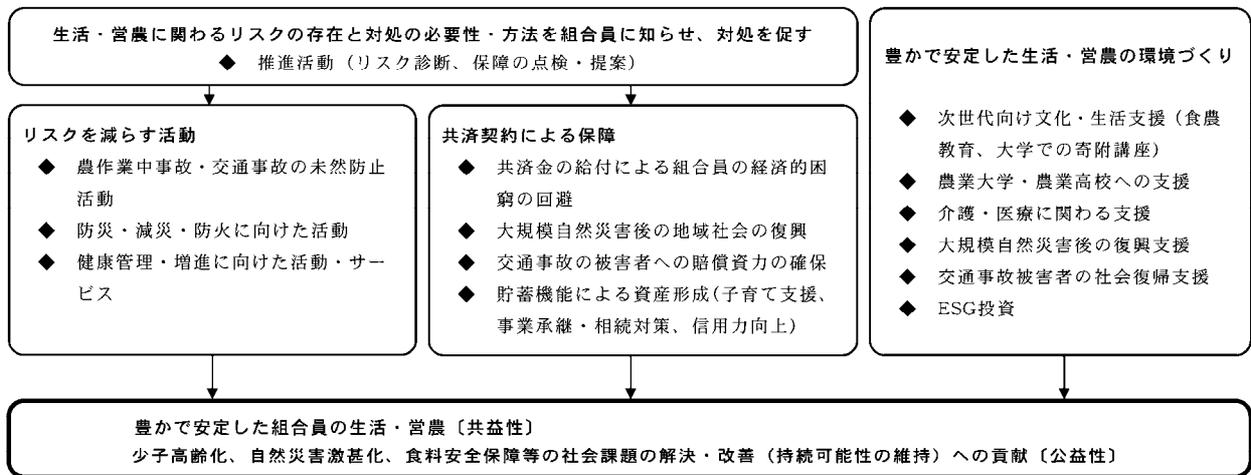
「サステナビリティ方針」に関する今後の留意点としては、その序文において、J A 共済連の事業活動の原点を「農業協同組合が理

8 国際協同組合同盟（ICA）が1995年に採択した「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」の「第7原則」において、協同組合が「地域社会の持続可能な発展のために活動する」（日本協同組合学会訳）ことを実践の指針とすべきことが謳われている。

9 J A 全農および農林中央金庫も、それぞれサステナビリティに関する取組方針を策定し、公表している。

10 協同組合が「民間の非営利団体」であることに対する理解や「社会問題や暮らしの向上に熱心な団体」としての評価の現状、および、協同組合の公益性に関する論点について、武田俊裕「協同組合に対する理解の促進と認知度の向上」・共済総研レポート第195号30頁（J A 共済総合研究所・2024年）参照。

(資料4) J A 共済事業の公益性



(出典) 武田俊裕「J A 共済をめぐる環境動向」・共済総研レポート第198号13頁 (J A 共済総合研究所・2025年)

念とする「相互扶助 (助け合い)」としている点も挙げられる。現在、協同組合のアイデンティティに関する国際協同組合同盟 (ICA) の声明においても、また「J A 綱領」においても、「相互扶助」・「助け合い」という言葉は用いられていない。ICAは、2027年以降この声明を改定することを検討しているが、2025年7月に示された改定案では、協同組合が基盤を置く価値として「自助」を「相互自助」に置き換えることが提案されており、その検討過程において「相互扶助」という言葉は「保険会社の理念であり、不適切である」という理由で採用されなかったことが報告されている¹¹⁾。この案に対してJCAは、2025年11月、「相互自助……は「一人一人の自助を相互に助け合いながら行うこと」という概念と理解しているが、そのことについて広く共通の理解はできているとは考えられず、今後の協議において「自助」および「相互自助」の概念の明確化と変更提案理由の明確化を求めたい」と

の意見を提出した¹²⁾。今後ICAにおける検討がすすめられ、「相互扶助」が協同組合の理念である旨の声明に改定されるかどうかは見通せないが、いずれにせよ、J A 共済連が、ICAが声明の改定後も「相互扶助」が農業協同組合の理念であるという理解・表現を続けていくことが適切かどうか、また、共済事業の持つ (保険と同じ意味での) 相互扶助性をどこまで強調することが適切なのかについては、留意しておく必要があると考えられる。

4. 結語

国連がSDGsを定め、多くの企業が「ESG経営」や「サステナビリティ経営」を掲げて活動しているのは、環境・社会・経済の様々な局面において現在の状況を変えなければ、地球上で生態系や人間社会が存続することができなくなることへの切迫した危機感があるからである。2025年が国際協同組合同年とされたのは、協同組合が持続可能な社会づくりに

11 この経緯について、武田俊裕「協同組合のアイデンティティに関する協議の動向と主な論点」・共済総研レポート第200号6頁 (J A 共済総合研究所・2025年) 参照。

12 JCAウェブサイト https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2025/12/20251119_JP_JCA-0pinion-on-Discussion-Draft-2.pdf参照 (2026年1月20日閲覧)。

貢献できることへの評価・期待の表れであり、2024年のJA全国大会決議において、JAグループは持続可能な農業の実現と地域共生社会の持続的発展への貢献を目指すことを表明している。JA共済連がサステナビリティに取り組むということは、「わが国の農業や地域社会が将来にわたって存続できるようにするために、協同組合の行う共済事業としてどのような貢献ができるか」という問題意識を持ち、具体的な事業活動に反映させていくことに他ならない。

本稿の2においては、「サステナビリティ方針」の下に5つの重点領域と10の重要課題が抽出され、諸施策が体系化されたことの意義として、JA共済連の役職員・関係者が目指すべきものについての正しい理解と当事者意識を共有することが可能になる、あるいは期待できるという指摘を行った。そうした理解や当事者意識が実際に共有され、定着し、JAと一体となった事業活動を通じて重要課題の解決に成果を挙げ、JAグループの存在意義の一翼を担う共済事業としてステークホルダーたちに評価されるようになるかどうか、2年目を迎えるJA共済連の取組みの推移を注視していきたい。

2025年12月15日、国連総会は、決議「社会開発における協同組合」¹³を採択し、今後10年ごとに国際協同組合年が設けられることとなった。2035年が次の国際協同組合年となる。社会と経済の発展・開発の推進に向けた協同組合の貢献は、従来以上に継続的・計画的にすすめられ、その成果を広く発信することが期待されるようになったと考えられる。JA共済連が社会課題にいかに関わり、その姿

勢と成果を発信していけるかは、JAグループの、また、わが国の協同組合共済の存在意義・社会的役割の一翼を担うものとして、その重要度をさらに高めていくこととなろう。

13 決議の内容について、JCAウェブサイト <https://www.japan.coop/wp/wp-content/uploads/2025/12/2ed9d90f79b4f5379de53aca5fdf6262.pdf>参照（2026年1月20日閲覧）。